

議案第 82 号

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 107 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立市民会館の使用料の額を見直すとともに，附属設備の内容の変更・更新に柔軟に対応することを目的として，附属設備等使用料の額を規則に委任するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、<u>別表</u>に規定する額の使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>2 利用者のうち、附属設備等を利用する者は、<u>規則で定めるところにより、当該附属設備等の使用料</u>(以下「附属設備等使用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>第8条第1項及び第2項の規定により定める額</u>を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、<u>別表第1</u>に規定する額の使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>2 利用者のうち、<u>別表第2に規定する附属設備等を利用する者は、同表に規定する使用料</u>(以下「附属設備等使用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1及び別表第2に掲げる額</u>を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表（第8条，第15条関係）

市民会館使用料

（単位 円）

種別・区分			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
大ホール	土・日・祝日	入場無料のとき	12,000	18,000	21,600	51,600	
		入場有料のとき	500円以下	20,400	30,000	37,200	87,600
			500円を超え2,000円以下	26,400	39,600	48,000	114,000
			2,000円を超え3,000円以下	30,000	45,600	54,000	129,600
			3,000円超	36,000	54,000	64,800	154,800
	平日	入場無料のとき	9,600	14,400	18,000	42,000	
		入場有料のとき	500円以下	16,800	25,200	31,200	73,200
			500円を超え2,000円以下	21,600	32,400	39,600	93,600
			2,000円を超え3,000円以下	24,000	36,000	45,600	105,600
			3,000円超	28,800	43,200	54,000	126,000
大ホール楽屋（1室あたり）			600	720	840	2,160	
ステージのみ			入場無料のときの使用料の額に100分の30を乗じて得た額				
冷暖房料	大ホール		9,000	9,000	9,000	27,000	

備考

- 1 夜間の利用時間が別表の区分時間を超えた場合は，規定使用料に次の割合を加算する。
 - (1) 超過時間1時間以内のとき 100分の30
 - (2) 超過時間1時間を超え2時間以内のとき 100分の60
 - (3) 超過時間2時間を超え3時間以内のとき 100分の100
- 2 入場無料でも営利宣伝その他これに類する目的の催物に使用する場合は，規定使用料の100分の50を増徴する。
- 3 この表において「入場有料のとき」とは，入場料その他会員券，整理券及び

これらに類する券の対価としての料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合をいい、その場合の使用料は、入場料の最高金額の区分により決定するものとする。

- 4 納付すべき使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。